

# ○大府市温水プール、温泉等利用料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温水プール、トレーニング施設及び温泉（以下「温水プール等」という。）の利用に対し、その利用料金の一部を助成することにより、高齢者の社会参加及び健康促進を促すとともに、併せて福祉の向上に寄与することを目的として実施する大府市温水プール、温泉等利用料金助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 温水プール等の利用料金（以下「利用料金」という。）の助成の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、65歳以上のものとする。

(申請)

第3条 利用料金の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、温水プール、温泉等利用料金助成券交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成券の交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、温水プール、温泉等利用料金助成券（第2号様式。以下「助成券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 助成券の交付は、1人につき1年度当たり60枚を限度とする。

(利用施設)

第5条 前条第1項の規定により交付された助成券を利用することができる施設は、次のとおりとする。

- (1) 東部知多温水プール
- (2) J Aめぐりタウンげんきの郷天然温泉めぐみの湯
- (3) あいち健康プラザトレーニング施設
- (4) 大府市勤労文化会館トレーニングルーム

(助成券の利用)

第6条 助成券による利用料金の助成額は、1枚につき200円とする。

2 助成券は、温水プール等の利用1回につき1枚を使用することができる。

3 第4条第1項の規定により助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、利用料金から第1項の助成額を差し引いた金額を負担する。

(助成の方法)

第7条 利用料金の助成は、各施設の管理者が受給者から受け取った助成券を添えて市長に請求書を提出した場合に、市長が、前条第1項の助成額を各施設の管理者に対して支払うことによって行うものとする。

(譲渡等の禁止)

第8条 受給者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成券の交付決定の全部

若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成券の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を掲載し、又は助成券の利用に際して不正の行為があったとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。